新

旧

第1条 白岡市税条例の一部改正

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10に規定する納税 証明書の交付<u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>を請求する者は、手数料を納付しなければならない。

2 · 3 略

(所得割の課税標準)

第33条 略

2 • 3 略

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36 条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当 等に係る所得の明細に関する事項その他施行規 則に定める事項の記載があるときは、当該特定 配当等に係る所得の金額については、適用しな い。

- 5 略
- 6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36 条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式 等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項 その他施行規則に定める事項の記載があるとき

第1条 白岡市税条例の一部改正

(納税証明書の交付手数料)

第18条の4 法第20条の10に規定する納税 証明書の交付を請求する者は、手数料を納付し なければならない。

2 • 3 略

(所得割の課税標準)

第33条 略

2 · 3 略

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じ た年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配 当等申告書(市民税の納税通知書が送達される 時までに提出された次に掲げる申告書をいう。 以下この項において同じ。) に特定配当等に係 る所得の明細に関する事項その他施行規則に定 める事項の記載があるとき(特定配当等申告書 にその記載がないことについ<u>てやむを得ない理</u> 由があると市長が認めるときを含む。)は、当 該特定配当等に係る所得の金額については、適 用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び 第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場 合におけるこれらの申告書に記載された事項そ の他の事情を勘案して、この項の規定を適用し ないことが適当であると市長が認めるときは、 この限りでない。
 - (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
 - (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該 確定申告書に限る。)
- 5 略
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係 る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税 の納税通知書が送達される時までに提出された

は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の 金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条 第4項に規定する確定申告書に記載した特定配 当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特 定配当等の額について法第2章第1節第5款の 規定により配当割額を課された場合又は同条第 6項に規定する確定申告書に記載した特定株式 等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎 となった特定株式等譲渡所得金額について同節 第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課さ れた場合には、当該配当割額又は当該株式等譲 渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第 34条の3及び前3条の規定を適用した場合の 所得割の額から控除する。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の 所得割の額から控除することができなかった金 額があるときは、当該控除することができなか った金額は、令第48条の9の3から第48条 の9の6までに定めるところにより、同項の納 税義務者に対し、その控除することができなか った金額を還付し、又は当該納税義務者の同項 の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌

次に掲げる申告書をいう。以下この項において 同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得 の明細に関する事項その他施行規則に定める事 項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額 申告書にその記載がないことについてやむを得 ない理由があると市長が認めるときを含む。) は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の 金額については、適用しない。ただし、第1号 に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がい ずれも提出された場合におけるこれらの申告書 に記載された事項その他の事情を勘案して、こ の項の規定を適用しないことが適当であると市 長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該 確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

- 第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条 第4項に規定する特定配当等申告書に記載した 特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第 5款の規定により配当割額を課された場合又は 同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額 申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係 る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等 譲渡所得金額について同節第6款の規定により 株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該 配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の 3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除 する。
- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の 所得割の額から控除することができなかった金 額があるときは、当該控除することができなか った金額は、令第48条の9の3から第48条 の9の6までに定めるところにより、同項の納 税義務者に対し、その控除することができなか った金額を還付し、又は当該納税義務者の同項 の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは

<u>年度分の個人の県民税</u>若しくは市民税に充当し 、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金 に充当する。

3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者 は、3月15日までに、施行規則第5号の4様 式(別表)による申告書を市長に提出しなけれ ばならない。ただし、法第317条の6第1項 又は第4項の規定により給与支払報告書又は公 的年金等支払報告書を提出する義務がある者か ら1月1日現在において給与又は公的年金等の 支払を受けている者で前年中において給与所得 以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所 得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得 以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除 額(令第48条の9の7に規定するものを除く 。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険 料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額 、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前 年の合計所得金額が900万円以下であるもの に限る。)の法第314条の2第1項第10号 の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるもの に限る。) で控除対象配偶者に該当しないもの に係るものを除く。) 若しくは法第314条の 2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれ らと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の 控除、法第313条第8項に規定する純損失の 金額の控除、同条第9項に規定する純損失若し くは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6 の規定により控除すべき金額(以下この条にお いて「寄附金税額控除額」という。) の控除を 受けようとするものを除く。以下この条におい て「給与所得等以外の所得を有しなかった者」 という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲 げる者を除く。) については、この限りでない

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき 者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、

市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者 は、3月15日までに、施行規則第5号の4様 式(別表)による申告書を市長に提出しなけれ ばならない。ただし、法第317条の6第1項 又は第4項の規定により給与支払報告書又は公 的年金等支払報告書を提出する義務がある者か ら1月1日現在において給与又は公的年金等の 支払を受けている者で前年中において給与所得 以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所 得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得 以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除 額(令第48条の9の7に規定するものを除く 。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険 料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額 、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第 33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係 るものを除く。) 若しくは法第314条の2第 4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと 併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除 、法第313条第8項に規定する純損失の金額 の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは 雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規 定により控除すべき金額(以下この条において 「寄附金税額控除額」という。) の控除を受け ようとするものを除く。以下この条において「 給与所得等以外の所得を有しなかった者」とい う。)及び第24条第2項に規定する者(施行 規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる 者を除く。) については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき 者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、 配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3~9 略

第36条の3 略

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の 3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等</u> 申告書)

第36条の3の2 略

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1, 000万円以下であるものに限る。)の自己 と生計を一にする配偶者(法第313条第3 項に規定する青色事業専従者に該当するもの で同項に規定する給与の支払を受けるもの及 び同条第4項に規定する事業専従者に該当す るものを除き、合計所得金額が133万円以 下であるものに限る。次条第1項において同 じ。)の氏名

(<u>3</u>) · (<u>4</u>) 略

 $2\sim5$ 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養</u> 親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払 配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

 $3\sim9$ 略

第36条の3 略

- 2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により<u>附記された事項</u>は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
- 3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の 3第2項各号に掲げる事項を<u>附記し</u>なければならない。

(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申</u> 告書)

第36条の3の2 略

(1) 略

(<u>2</u>) · (<u>3</u>) 略

 $2 \sim 5$ 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養</u> 親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1 項の規定により同項に規定する申告書を提出し なければならない者又は法の施行地において同 項に規定する公的年金等(所得税法第203条 の7の規定の適用を受けるものを除く。以下こ の項において「公的年金等」という。)の支払

を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納 税義務者(合計所得金額が900万円以下であ るものに限る。) の自己と生計を一にする配偶 者(退職手当等(第53条の2に規定する退職 手当等に限る。以下この項において同じ。) に 係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95万円以下であるものに限る。)をいう。第 2号において同じ。) 又は扶養親族(控除対象 扶養親族であって退職手当等に係る所得を有し ない者を除く。)を有する者(以下この条にお いて「公的年金等受給者」という。)で市内に 住所を有するものは、当該申告書の提出の際に 経由すべき所得税法第203条の6第1項に規 定する公的年金等の支払者(以下この条におい て「公的年金等支払者」という。) から毎年最 初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに 、施行規則で定めるところにより、次に掲げる 事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払 者を経由して、市長に提出しなければならない

- (1) 略
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) (4) 略

$2\sim5$ 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定 資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定によ る措置を講じたものを含む。)を<u>閲覧(法第3</u> 82条の4に規定する固定資産課税台帳に住所 に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)する者は、手数料を納付しなければならない 。ただし、法第416条第3項又は第419条 第8項の規定により公示した期間において納税 義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料 を徴しない。

2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定 資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養 親族を除く。)を有する者(以下この条におい て「公的年金等受給者」という。)で市内に住 所を有するものは、当該申告書の提出の際に経 由すべき所得税法第203条の6第1項に規定 する公的年金等の支払者(以下この条において 「公的年金等の支払者」という。)から毎年最初 に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、 施行規則で定めるところにより、次に掲げる事 項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者 を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) · (3) 略

$2\sim5$ 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定 資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定によ る措置を講じたものを含む。)を<u>閲覧する者は</u> 、手数料を納付しなければならない。ただし、 法第416条第3項又は第419条第8項の規 定により公示した期間において納税義務者の閲 覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。。

2 略

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定 資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを 含む。)の交付<u>(法第382条の4に規定する</u> 当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたも のの交付を含む。) を受けようとする者は、手 数料を納付しなければならない。

2 略

附則

第7条の3の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の 4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等 」という。)に係る配当所得に係る部分は、市 民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税に ついて特定上場株式等の配当等に係る配当所得 につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に 限り適用する。 含む。) の交付を受けようとする者は、手数料 を納付しなければならない。

2 略

附則

第7条の3の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の 4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等 」という。)に係る配当所得に係る部分は、市 民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式 等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月 1日の属する年度分の市民税について特定上場 株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規 定の適用を受けようとする旨の記載のある第3 3条第4項に規定する特定配当等申告書を提出 した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適 用するものとし、市民税の所得割の納税義務者 が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の 配当等に係る配当所得について同条第1項及び 第2項並びに第34条の3の規定の適用を受け た場合には、当該納税義務者が前年中に支払を 受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る 配当所得について、前項の規定は、適用しない

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

- 2 略
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで区は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個 人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 • 3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所 得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第 1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の 適用を受けようとする旨の記載があるときに限 り、適用する。 0

- (1) <u>第33条第4項ただし書の規定の適用があ</u>る場合
- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び 同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

- 2 略
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。
 -)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個 人の市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2 • 3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけ

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 • 3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所 得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第 1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の 適用を受けようとする旨の記載があるときに限 り、適用する。

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項 の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の 適用がある場合を除く。)における第34条の 8の規定の適用については、同条第1項中「又 は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第2 0条の3第3項前段に規定する条約適用配当等 るこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該 確定申告書に限る。)

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個 人の市民税の課税の特例)

第20条の3 略

2 • 3 略

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所 得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分 の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書 が送達される時までに提出された次に掲げる申 告書をいう。以下この項において同じ。)に前 項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載 があるとき(条約適用配当等申告書にその記載 がないことについてやむを得ない理由があると 市長が認めるときを含む。)に限り、適用する 。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に 掲げる申告書がいずれも提出された場合におけ るこれらの申告書に記載された事項その他の事 情を勘案して、同項後段の規定を適用しないこ とが適当であると市長が認めるときは、この限 りでない。
 - (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
 - (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書 (同項の規定により前号に掲げる申告書が提 出されたものとみなされる場合における当該 確定申告書に限る。)
- 5 略
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項 の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の 適用がある場合を除く。)における第34条の 8の規定の適用については、同条第1項中「又 は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第2 0条の3第3項前段に規定する条約適用配当等

(以下「条約適用配当等」という。) に係る所 得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規 定する確定申告書にこの項の規定の適用を受け ようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所 得の明細に関する事項の記載がある場合であっ て、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計 算の基礎となった条約適用配当等の額について 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及 び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年 法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」 という。)第3条の2の2第1項の規定及び法 第2章第1節第5款の規定により配当割額を課 されたとき、又は第33条第6項」と、同条第 3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条 約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定に より読み替えて適用される法第37条の4」と する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税 額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(以下「条約適用配当等」という。) に係る所 得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分 の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書 にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び 当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する 事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書 にこれらの記載がないことについてやむを得な い理由があると市長が認めるときを含む。) で あって、当該条約適用配当等に係る所得の金額 の計算の基礎となった条約適用配当等の額につ いて租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税 法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和4 4年法律第46号。以下「租税条約等実施特例 法」という。) 第3条の2の2第1項の規定及 び法第2章第1節第5款の規定により配当割額 を課されたとき、又は第33条第6項」と、同 条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租 税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規 定により読み替えて適用される法第37条の4 」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税 額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入 金等特別税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税

第2条 白岡市税条例の一部を改正する条例(令和 3年白岡市条例第11号)の一部改正

白岡市税条例(昭和30年白岡町条例第4号) の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族(」の次</u> <u>に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しな</u> い者を除く」を「有する者に限る」に改める。 につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条 第4項の規定の適用を受けた場合における附則 第7条の3の2第1項の規定の適用については 、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和 16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき 新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第 1項の規定の適用を受けた場合における附則第 7条の3の2第1項の規定の適用については、 同項中「令和15年度」とあるのは「令和17 年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年 」とする。

第2条 白岡市税条例の一部を改正する条例(令和3年白岡市条例第11号)の一部改正

白岡市税条例(昭和30年白岡町条例第4号) の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族</u> <u>を除く」を「年齢16歳未満の者</u>に限る」に改め る。